平成２７年（フ）第４４号
兵庫県相生市山手２丁目60番地１　タウニィ山手101、従前の住所兵庫県相生市山手２丁目296番地
債務者　田中　修一
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第９９号
兵庫県姫路市白浜町丙451番地
債務者　岡田　恵美
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４０号
福岡県久留米市田主丸町以真恵289番地４
債務者　生野智恵子こと　生野智惠子
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４４号
福岡県久留米市三潴町田川1527番地８
債務者　江崎二三代
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３４２号
沖縄県那覇市西２丁目11番３―301号　琉食西マンション
債務者　吉川　陽子（旧姓嘉手苅）
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１０号
沖縄県宮古島市平良字下里1359番地２　スカイマンション505号室
債務者　渡真利明菜（旧姓奥原）
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２７年（フ）第６０号
宮城県塩竈市清水沢２丁目27番27号
債務者　高橋　美穂（旧姓澁谷）
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
仙台市宮城野区新田１丁目４番31号　シルバーハイツ106
債務者　鈴木　　匡
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１７号
秋田市広面字谷内佐渡43番地１　三浦悦夫方、住民票上の住所秋田県潟上市昭和大久保字町後173番地92　グラビス205
債務者　菅原　恵美
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７号
秋田市下新城中野字琵琶沼188番地５　コーポラス・なかじま103号
債務者　畑澤　美幸
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７号
茨城県結城市大字結城1793番地110
債務者　田鹿美江子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２５号
茨城県桜川市真壁町下小幡430番地１
債務者　長岡　敏子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２８号
茨城県古河市諸川821番地１　ハイブリッジマンション301
債務者　吉村　秀昭
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第３６号
茨城県下妻市高道祖4422番地１
債務者　橋本　洋二（旧姓黒澤）
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第４１号
茨城県下妻市本宿町２丁目67番地　リールシティオＢ101
債務者　冨山　　唯
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第４３号
茨城県古河市幸町21番２号
債務者　鴨志田浩志
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第４６号
茨城県坂東市庄右衛門新田78番地
債務者　森田　**朋**子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部